

【第 1 号議案】

河川環境改善と漁業資源回復の検討を
目的とした専門部会の設立について

四万十川の環境保全について検討する組織設立について

1 経緯

- R5 年 12 月 5 日知事への要望書受理 (四万十川漁業振興協議会・四万十川総合保全機構から)
- 要望内容「河川環境や水産資源への影響を調査・確認するとともに、その評価のもと総合的かつ戦略的に検討するため、国、県、流域市町、漁業関係者、沿川住民などで構成する新組織の設立を目指し、県も積極的に参画すること。」との内容。
- 知事回答「組織設立については、県が設置している高知県四万十川流域保全振興委員会の中に専門部会を立ち上げる方向性を軸に、流域の皆様の協力もいただきながら積極的に参加していく。」

2 県の対応方針

- 流域関係者の意見を聞きながら、実効性のある協議の場が設置できるよう、庁内関係部署はもとより、流域市町や漁業関係者と連携していく

3 組織の案について

(1) 組織形態等

- 高知県四万十川流域保全振興委員会の中に、河床等の状況改善対策（置土など）をテーマに協議する場として、部会を設置。
※ 条例施行規則 §40 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 年 2 回程度の会議開催を想定。協議内容は、高知県四万十川流域保全振興委員会に報告。

(2) 事務局の運営

- 部会は、県・流域市町が共同で運営。(部会委員の委嘱手続等の事務は県が担う。部会の会議等は協議内容に合わせて役割分担するなど、各部署が共同で行うことを予定。)
※ 県 : 自然共生課・水産業振興課・河川課・幡多土木・須崎土木・四万十町事務局
※ 市町 : 四万十市 (四万十川漁業振興協議会事務局)
四万十町 (四万十川総合保全機構事務局)

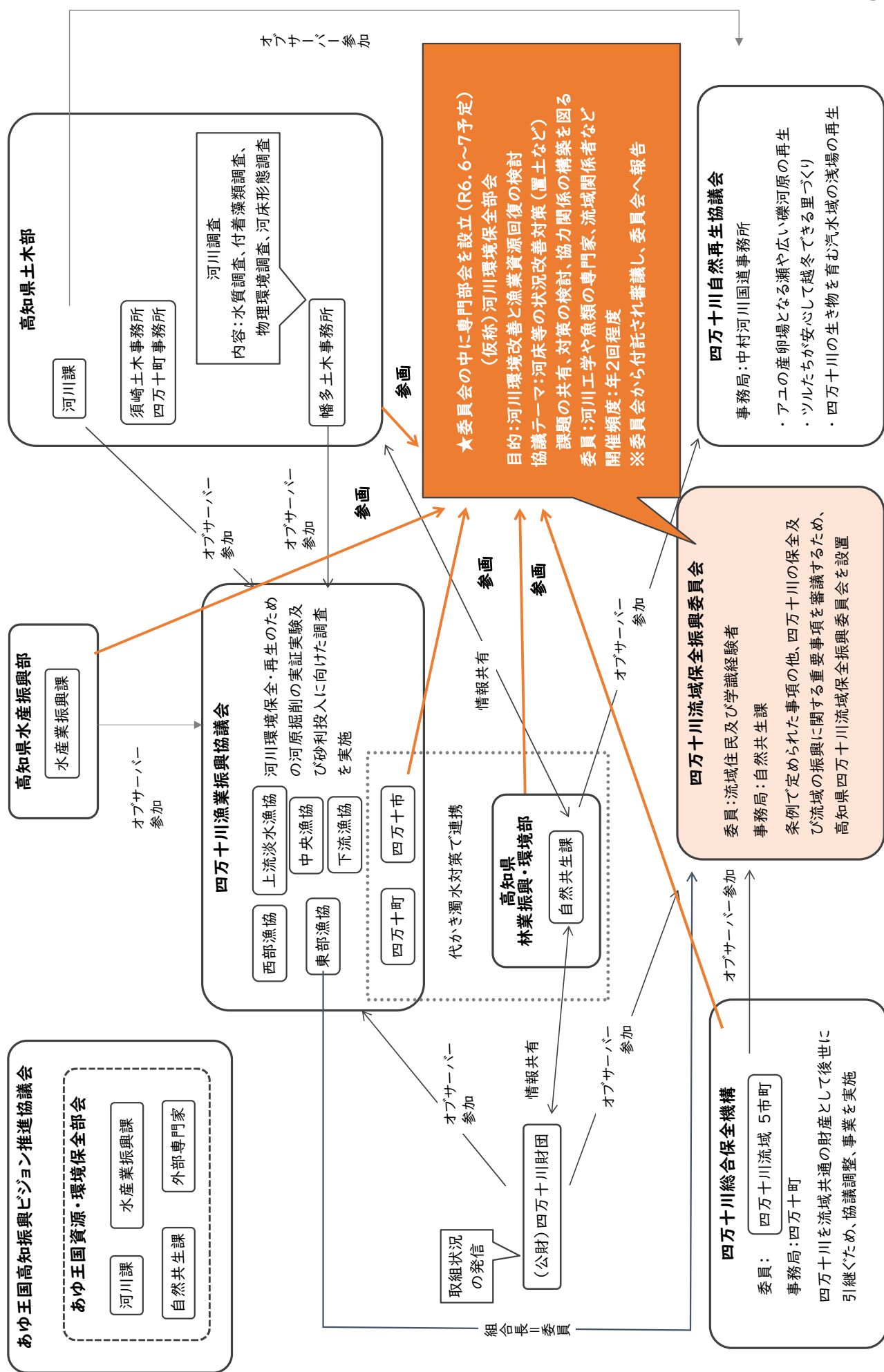
(3) 構成メンバー (案)

- 部会委員の構成は以下の 9 名を想定。

	区分	所属団体等	氏名	参考
1	有識者		※ 候補 者 人 選 中	土木工学の専門家
2	有識者			魚類の専門家
3	委員会委員			委員の中から本テーマに合う方
4	流域関係者	四万十川漁業振興協議会会長		
5	流域関係者	四国電力 (株)		委員会オブザーバー、流域ダム発電事業者
6	行政	国土交通省中村河川国道事務所		委員会オブザーバー、河川管理者
7,8,9	行政 (3 町)	中土佐町・津野町・檜原町		流域市町、事務局 (四万十市・四万十町) 以外

(4) 立ち上げに向けたスケジュール案

- R 6 年 4 月 事務局 (県・四万十市・町) での協議、調整、部会委員候補者確定
- 5～6 月 部会委員候補者への説明・依頼・内諾、委員会会長との協議 (部会設置の内諾)
委員会会議書面開催 (部会設置の承認)、運営規程の改正 (県)
- 6～7 月 部会委員委嘱手続 (県)、第 1 回部会開催



高知県四万十川流域保全振興委員会運営規程（改正案）

※改正案の箇所はアンダーライン_____

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）第~~41~~41条の規定に基づき、高知県四万十川流域保全振興委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置等）

第2条 委員会に~~企画検討~~河川環境保全部会（以下「部会」という。）を置く。

2 ~~企画検討~~部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

（1）~~委員会運営の企画検討~~河川環境改善及び漁業資源回復に関すること。

~~（2）四万十川の保全及び流域の振興に関する基本的事項に関すること。~~

（会議の招集）

第3条 会長又は部会長は、委員会又は部会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を委員に通知するものとする。

2 委員は、委員会又は部会の会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長又は部会長に連絡するものとする。

（専門委員）

第4条 専門委員は、会長の承認を得て、委員会に出席し、意見を述べることができる。

（議事）

第5条 審議事項については、委員会がその内容を検討し、部会へ付託できるものとする。

2 部会の決議は、会長の同意を得て委員会の決議とすることができる。

3 部会長は、委員会から付託された事項について審議し、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

（会議録）

第6条 会長又は部会長は、委員会又は部会の議事について、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長又は部会長が指名する二人以上の委員が署名するものとする。

（関係者の意見）

第7条 会長又は部会長が必要と認めるときは、関係者に対し委員会又は部会に出席して意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会及び部会の事務は、高知県林業振興・環境部自然共生課において処理する。

2 部会の事務は、高知県（林業振興・環境部自然共生課、水産振興部水産業振興課、土木部河川課、幡多土木事務所、須崎土木事務所、四万十町事務所）及び流域2市町（四万十市、四万十町）の共同で処理する。

(会議の公開)

第9条 委員会及び部会の会議は、公開とする。ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

新	旧
(趣旨) 第1条 この規程は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）第<u>41</u>条の規定に基づき、高知県四万十川流域保全振興委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。 (部会の設置等) 第2条 委員会に<u>河川環境保全部会</u>（以下「部会」という。）を置く。 2 部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>河川環境改善及び漁業資源回復</u>に関すること。 (事務) 第8条 委員会の事務は、高知県林業振興・環境部自然共生課において処理する。 2 部会の事務は、高知県（林業振興・環境部自然共生課、水産振興部水産業振興課、土木部河川課、幡多土木事務所、須崎土木事務所、四万十町事務所）及び流域2市町（四万十市、四万十町）の共同で処理する。 附 則 この規程は、令和6年 月 日から施行する。	(趣旨) 第1条 この規程は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）第<u>11</u>条の規定に基づき、高知県四万十川流域保全振興委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。 (部会の設置等) 第2条 委員会に<u>企画検討部会</u>を置く。 2 <u>企画検討部会</u>の所掌事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>委員会運営の企画検討</u>に関すること。 (2) <u>四万十川の保全及び流域の振興に関する基本的事項</u>に関すること。 と。 (事務) 第8条 委員会及び<u>部会</u>の事務は、高知県林業振興・環境部自然共生課において処理する。